

2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社 Fast Fitness Japan
代 表 者 名 代表取締役社長 土屋 敦之
(コード番号: 7092 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役副社長 山口 博久
(TEL. 03-6279-0861)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第12回定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様の利便性向上の観点から、単元未満株式を有する単元未満株式の数と併せ、1単元の株式の数となるべき数の株式の売渡しを当社に対し請求できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第9条)
- (2) 2021年6月16日付けで施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。
バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ア 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- イ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ウ 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- エ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) その他上記の新設・変更に伴い、条数の変更、条文の移設、表現方法及び字句の修正等を行い、定款の整備を行うものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、すでに経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けていることから、定款第12条第2項の効力は本定時株主総会での決議により本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第7条（条文省略） (単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設) (新設)	第1条～第7条（現行条文通り） (単元未満株式についての権利) 第8条（現行条文通り） (1) (現行条文通り) (2) (現行条文通り) (3) (現行条文通り) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>第9条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> 〔現行定款第9条から同第43条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げる〕 第10条～第11条（現行条文通り）
第9条～第10条（条文省略） (招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。 <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。</u>
第12条～第13条（条文省略） <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしつ供)</u> 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第13条～第14条（条文省略） (削除)

<p>(新設)</p> <p>第15条～第43条（条文省略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第44条（現行条文通り）</p> <p>附則</p> <p>第1条（現行条文通り）</p> <p><u>第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月23日
 定款変更の効力発生予定日 2022年6月23日

以上